

## 10月の税務カレンダー

- ☆平成28年8月決算法人の確定申告
- ☆2月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・10月11日までに納付



### 【税務耳より情報】

#### 【H29 税制改正に向けて議論開始】

#### 配偶者控除の見直しや外国子会社合算税制の強化などを検討

首相の諮問機関である政府税制調査会において、9月9日第1回の総会が開催されました。

総会では、安倍首相が、個人所得課税と国際課税について検討を指示。今後、来年の税制改正に向けて、同調査会で、配偶者控除の見直しやBEPSプロジェクトの最終報告書を踏まえて外国子会社税制の強化などに向けた検討を行うことになる方向です。

#### 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、カフェ そら さん(比企郡吉見町長谷759 電話 0493-54-5583 水・木・金・土のみ営業 営業時間 11:00~17:00)。吉見町にあるアットホームなカフェです。元保育園であったカフェには、子供たちの遊び道具もあって、お子様を連れられたママさんたちでいつもいっぱいのカフェです。地元産の野菜にこだわったヘルシーなランチが中心。

ティータイムのメニューもとっても充実。お手製の赤シソジュースや梅ジュースのドリンクも美味しいです。お子様と一緒に美味しいランチはいかががでしょうか。



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 最低賃金が変わります(全国平均で25円引上げ)

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、また、原則として都道府県内で働くすべての労働者(常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託等)とその使用者に対して適用されます。主な都県の最低賃金は次の通りとなります。

埼玉県 820円 → 845円 (平成28年10月1日発効)

群馬県 737円 → 759円 (平成28年10月6日発効)

東京都 907円 → 932円 (平成28年10月1日発効)

他県等詳しくお知りになりたい方は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

#### 短時間労働者に対する社会保険適用が拡大

平成28年10月1日時点で、特定適用事業所に該当する適用事業所、特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに社会保険等の適用対象になります。

特定適用事業所とは、同一事業主(法人番号が同一)の適用事業所の被保険者数(短時間労働者を除き、共済組合員を含む)の合計が、1年で6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所のことです。今回新たに対象となる短時間労働者は下記のすべてに該当する方になります

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること。
- ②雇用期間が1年以上見込まれること。
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ④学生でないこと。
- ⑤特定適用事業所に勤めていること

⑤については、特定適用事業所に該当しない事業所は、当面の間、猶予されております。

今回の改正により、厚生年金の標準報酬月額等級表に新たな等級(第1等級:88千円)が追加されます。

#### ☞マイナンバー対応、いよいよ具体化へ

10月に入り、税務署から年末調整の「大きな袋」が届きます。また、保険会社等から「控除証明」が送られてきます。

年末調整を皮切りに税務の関係では、マイナンバーに関わる業務が始まります。

当事務所では安心して「マイナンバー対応」して頂ける様、万全を期し進めていきます。

つきましては、年末調整をご依頼されるお客様は、先ず初めに「特定個人情報の外部委託に関する合意書」(当事務所でご用意します)を取交します(当月より開始します)。

次に、年末調整をされる方に対し、お客様より「マイナンバー制度対応」のご協力をお願いし、具体的手続きに入ります。

以上の仕組み作りについては、個別に対応させていただきます。

詳しくは、会計担当者にお尋ねください。